

令和2年11月9日付「日中一時支援事業の改善について」に対する回答

令和3年3月

福岡市こども未来局こども発達支援課
福岡市保健福祉局障がい福祉課

- ・利用回数が少ないので増やして欲しい
- ・どこの事業所でも平等に使えるようにして欲しい

【回答】

市立の療育センター等においては、新規相談や外来療育、通園希望者などの人数が増加し、スペースの確保が困難な中、できるだけ多くの障がいがある児童に日中一時支援を行えるよう取り組んでいるところです。

お一人あたりの利用回数を制限させていただいている施設もございますが、できるだけ多くの利用希望のご家庭にご利用いただけるよう調整しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、未就学のお子さんであっても受け入れが可能な日中一時支援事業所は療育センター等以外にもございますので、そちらのご利用もご検討ください。

- ・利用時間を延ばして欲しい

【回答】

日中一時支援事業については、本体施設の一部を利用して実施する事業であるため、通園時間に重複した時間帯での提供となっております。

また、医療的ケア児については、看護師の勤務シフト等の関係で一定の制限が生じているところです。

安全にお預かりするためのやむを得ない措置ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ・利用できる事業所を増やして欲しい
- ・送迎等の検討をしていただきたい

【回答】

日中一時支援事業所については、本体施設の一部を利用して実施する事業であるため、事業所を大幅に増やすことは厳しい状況ではありますが、令和2年度より、これまで別々に登録が必要であった「日中一時支援事業」と「発達障がい児日中一時支援事業」を統合し事業者が登録しやすくするなど、事業所の増加に向けた取組みを行っているところであり、

令和2年1月1日以降、新たに9事業所が未就学児を対象とした日中一時支援事業の登録を行っております（令和2年12月1日現在）。

未就学児の受入れ可能な事業所の多くは、児童発達支援・放課後等デイサービス事業を行う事業所であるため、担当部局と連携のうえ、児童発達支援・放課後等デイサービスの事業を行う法人に対し、日中一時支援の登録について働きかけてまいります。

また、事業所が送迎を行った場合は、加算として送迎に係る費用を請求することができるようになっておりますので、事業者等説明会などの機会を捉え、事業者に対して制度の周知を図っていきたいと考えております。

・ 保育室を確保する事で、もう少し多い人数を預かって欲しい

【回答】

本体施設の一部を利用して実施する事業であるため、通園に使用しない部屋を確保し実施しております。

通園施設の新規開設により通園人数が分散化されれば、実施するためのスペース確保にもつながると考えておりますので、通園施設の新設について民間法人へ働きかけるなど、取り組んでおります。

・ 申請の手続きが煩雑で時間がかかるので改善していただきたい
・ 日中一時支援に関する情報のさらなる周知徹底をお願いしたい

【回答】

申請の手続きについて、日中一時支援事業を利用するためには、短期入所の支給要件を満たす必要があり、認定調査や場合によっては医師意見書の提出など、大変お手数をおかけしておりますが、サービスを利用するために必要な手続きですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

制度の案内については、施設で実施する保護者学習会等でも行っており、日中一時支援についても引き続き周知に努めてまいります。

・ 緊急枠を増やし、保護者の体調不良など緊急時に利用できるようにしていただきたい
・ 事業所によって予約の仕方が異なり、使いやすさが異なり不公平感があるので改善していただきたい。

【回答】

予約の方法については、各施設の実情に即した受付方法をとっているところです。受入につきましてもご家族の事情等を勘案し、当日の連絡にも可能な限り対応できるよう努めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。